

所管：厚生労働省 新型コロナウイルス感染症 対策推進本部

文書名：新型コロナウイルス感染症への対応について（在宅介護家族の皆さまへ）  
在宅介護家庭の皆さま向けQ&A

リンク：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/index\\_00019.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00019.html)

適用者：在宅介護家庭

## 【記載項目抜粋】

### 2. 感染拡大防止に関する事項

問2 家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合に、家庭でどんなことに注意すれば良いでしょうか？

#### 6. 手で触れる共有部分を消毒しましょう

物に付着したウイルスはしばらく生存します。ドアの取っ手やノブ、ベッド柵など共有部分は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。亜塩素酸水を用いる場合は、対象物を拭いた後、水気をふき取って乾燥させて下さい。

※家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、濃度が0.05%（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25ml）になるように調整してください。トイレや洗面所は、通常の家計用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。感染が疑われる家族の使用したものを分けて洗う必要はありません。洗浄前のものを共有しないようにしてください。特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどで共有しないように注意してください。

※亜塩素酸水は、遊離塩素濃度25ppm（25mg/L）以上（製品の遊離塩素濃度が200ppm（200mg/L）以上ある場合、水1Lに液を150ml）になるように調整してください。